

荒川区骨髄移植ドナー支援事業助成金交付事務処理要領

平成29年4月1日制定
(29荒健衛第1300号)
(健康部長決定)

(目的)

第1条 この要領は、荒川区骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱(以下「要綱」という)の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(骨髄等の提供時の住所要件)

第2条 要綱第3条第2項の「荒川区に住所を有する者」とは、骨髄バンクが必要と認める通院・入院及び面接の期間において、荒川区に住民基本台帳法に基づく住民記録がある者とする。

(ドナーの勤務事業所が2以上の取扱い)

第3条 要綱第4条第1号の「骨髄等の提供院又は入院した期間」に、当該ドナーが勤務した国内の事業所が2以上あるときは、当該ドナーが指定する1の事業所に助成金を交付する。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、当該年度の予算の額の範囲内とする。

(申請時の添付書類)

第5条 要綱第5条に定める添付書類とは、日本骨髄バンクが発行する書類、勤務事業所が発行する書類(ドナーとの雇用関係が確認できる書類、ドナーの骨髄等提供ために取得した休暇の取得年月日を証する書類等)のほか、原則として関係事項の記載のある官公署が発行した証明書の原本とする。

(特別区民税の納付状況の調査等)

第6条 要綱第6条第2項に定める、特別区民税の調査の同意にあたり、申請者からの提出を求める同意書は別記様式によるものとする。

2 申請者が特別区民税を滞納しており、本助成金の交付が地方税法上の整合を欠く場合は、不交付とすることができる。

(その他)

第7条 この要領に定めのない事項は、健康部長が定める。

附 則

この要領は平成29年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

令和 年 月 日

荒川区長 様

荒川区骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請に係わる特別区民税の納付状況調査同意書

私は、荒川区骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請に伴い、特別区民税の納付状況について、調査されることに同意いたします。

住 所	
氏 名	
生年月日	昭和・平成 年 月 日生

* 以下の欄は記入しないでください。

【税務課確認欄】

* 納税状況（当てはまる欄に 印）

	滞納なし
	課税対象外
	滞納あり（ ）

令和 年 月 日
税 務 課 長